

サービスの内容及び利用料金（訪問介護）

介護保険制度では、身体介護が中心、生活援助が中心のサービスがあり、それぞれのサービスおよび利用時間によって利用料が異なります。

1. 身体介護が中心の場合

- (1) 所要時間 20 分未満 163 単位 (196 単位)
- (2) 所要時間 20 分以上 30 分未満 244 単位 (293 単位)
- (3) 所要時間 30 分以上 1 時間未満 387 単位 (464 単位)
- (4) 所要時間 1 時間以上 1 時間半未満 567 単位 (680 単位)
- (5) 所要時間 1 時間半以上・30 分毎 +82 単位 (+99 単位)

2. 身体介護に引き続き生活援助を行う場合

- (1) 身体 30 分に引き続き 20 分以上 45 分未満 . . . 309 単位 (371 単位)
- (2) 身体 30 分に引き続き 45 分以上 70 分未満 . . . 374 単位 (449 単位)
- (3) 身体 60 分に引き続き 20 分以上 45 分未満 . . . 452 単位 (542 単位)

3. 生活援助が中心の場合

- (1) 所要時間 20 分以上 45 分未満 179 単位 (215 単位)
- (2) 所要時間 45 分以上 220 単位 (264 単位)

4. 同一敷地内施設の利用者様に対して訪問介護を行った場合は、所得単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

5. 初回加算 200 単位 / 月

6. 緊急時訪問介護加算 100 単位 / 回 (介護予防を除く)

7. 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位 / 月 (II) 200 単位 / 月

8. 口腔連携強化加算 50 単位 / 月 (1 回)

9. 特定事業所加算 I 所定単位数の 20% を加算

10. 介護職員処遇改善加算 I 所定単位数に 24.5% 加算

12. 当日キャンセル料金

利用予定日当日のキャンセルにつきましては、キャンセル料として所定料金の 100 分の 50 に相当する料金を算定する。

毎月、利用明細書を作成し、翌月の 10 日以降に請求書に添付してお渡しします。

毎月の利用料は、責任者及び担当者が訪問時に集金致しますので、翌月末までにお支払い下さい。

サービスの内容及び利用料金（訪問型独自サービス）

訪問型独自サービスは、要支援1・要支援2・事業対象者の利用者に対して1週間の利用頻度から月単位で利用が異なります。

1. 訪問型独自サービス（Ⅰ）・・・1, 176単位/月
週1回程度の利用が必要な場合
要支援1・要支援2・事業対象者
2. 訪問型独自サービス（Ⅱ）・・・2, 349単位/月
週2回程度の利用が必要な場合
要支援1・要支援2・事業対象者
3. 訪問型独自サービス（Ⅲ）・・・3, 727単位/月
週2回程度の利用を超える利用が必要な場合
要支援2・※事業対象者
4. 同一敷地内施設の利用者様に対して訪問介護を行った場合は、所得単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
5. 初回加算・・・・・・・・・・200単位/月
6. 生活機能向上連携加算・・・100単位/月
7. 口腔連携強化加算・・・・・・・・50単位/月（1回）
8. 介護職員処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・・・所定単位数に24.5%加算

毎月、利用明細書を作成し、翌月の10日以降に請求書に添付してお渡しします。
毎月の利用料は、責任者及び担当者が訪問時に集金致しますので、翌月末までにお支払い下さい。